

電子入札に関わる変更の処理について

すでに利用者番号を受けている企業について、電子入札に係る変更の処は下記のとおり対応してください。

記

(委任先を設置していない場合)

- ・新しいICカードを購入したとき。

システム上でカードの更新、必要に応じて利用者情報の変更を行ってください。

カードが変わった旨の変更届では不要です。

- ・代表者名義でICカードを所有していて、代表者が変更したとき（ICカード購入済）。
入札参加資格審査申請書の変更届を提出した翌月半ば頃、利用者の登録、必要に応じて利用者情報の変更を行ってください。

(委任先を設置している場合)

- ・受任者名義でICカードを所有していて、受任者が変更したとき（ICカード購入済）。
入札参加資格審査申請書の変更届を提出した翌月半ば頃、利用者の登録、必要に応じて利用者情報の変更を行ってください。

- ・代表者名義でICカードを所有していて、受任者が変更したとき。

入札参加資格審査申請書の変更届を提出した翌月半ば頃、利用者の変更を行ってください。

詳しくは、利用者登録マニュアルをご確認ください。